

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 二〇四
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 二〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二〇五
- 農業共済組合の組合員となる資格を有する者のうち当該加入資格者となる農作物ごとの耕作面積についてその業務の規模の基準を定める件を廃止する件 二〇六
- 土地改良法により換地処分をした件 二〇六
- 道路の区域を変更する件九件 二〇六
- 道路の供用を開始する件六件 二〇九
- 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 二一〇
- 公有水面埋立てについて竣功を認可した件二件 二一一

公 告

- 浸水想定区域を指定した件三件 二二二
- 都市公園を設置する件三件 二二三

福 島 県 公 安 委 員 会

- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 二二四

福 島 県 告 示 第 二 百 六 十 六 号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

告 示

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、七五一円」を「四、七四八円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、三三三円」を「五、三七七円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、八九四円」を「五、九六七円」に、「一三、九五八円」を「一四、二五五円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、一三三円」を「六、三〇四円」に、「一六、四五六円」を「一七、三三三円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、六五四円」を「六、六七三円」に、「一九、一五七円」を「一九、二八六円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、八九三円」を「六、九二六円」に、「二一、二七九円」を「二一、三九三円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇三一元」を「七、〇二〇円」に、「二四、二六九円」を「二三、九〇五円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、七九二円」を「六、八一二元」に、「二五、六三〇円」を「二五、二五七円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、一九一元」を「六、三三三元」に、「二四、九七六円」を「二四、八五九円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、〇〇九円」を「五、一四二元」に、「二〇、二九七円」を「一九、七二六円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九二〇円」を「三、九三〇円」に、「一五、五五八円」を「一五、二九一元」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九二〇円」を「三、九三〇円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

2 この規程（本則の表二十歳未満の項中「四、七五一円」を「四、七四八円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇三一元」を「七、〇二〇円」に、「二四、二六九円」を「二三、九〇五円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、六三〇円」を「二五、二五七円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二四、九七六円」を「二四、八五九円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「二〇、二九七円」を「一九、七二六円」に改める部分、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、五五八円」を「一五、二九一元」に改める部分及び同表七十歳未満の項中「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、

平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

4 この規程（本則の表二十歳未満の項中「四、七五二円」を「四、七四八円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇三二円」を「七、〇二〇円」に、「二四、二六九円」を「二三、九〇五円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、六三〇円」を「二五、二五七円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二四、九七六円」を「二四、八五九円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「二〇、二九七円」を「一九、七二六円」に改める部分、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、五五八円」を「一五、二九一元」に改める部分及び同表七十歳以上の項中「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成三十一年三月二十九日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第二百六十七号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇五、一三〇円」を「一〇五、二九〇円」に、「五七、一一〇円」を「五七、一九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、五七〇円」を「五二、六五〇円」に、「二八、五六〇円」を「二八、六〇〇円」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十九日から同年四月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十九日から同年四月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田字二七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十号

農業共済組合の組合員となる資格を有する者のうち当該加入資格者となる農作物ごとの耕作面積についてのその業務の規模の基準を定める件(平成十二年福島県告示第三百一号)は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄 (農業経済課)

福島県告示第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成三十一年三月二十二日大久地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄 (農地管理課)

福島県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市永田一丁目四 一三番地先から 同 市三保内一二二 番地先まで	変更前 A 一〇・六 二五・九	A 一〇・六 二五・九	九二三・二
		変更後 B 一一・八 五二・三	B 一一・八 五二・三	九二三・二 八八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道土湯 温泉線	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目一地先から 同 市松川町水原字唐 滝八六番三地先まで	変更前 A 七・〇 二二・五	A 七・〇 二二・五	四四三・〇
		変更後 B 六・二 一四・〇	B 六・二 一四・〇	四四三・〇 八四四・〇
	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目一地先から 同 市松川町水原字唐 滝七六番地先まで	変更前 C 一一・〇 四三・四	C 一一・〇 四三・四	六九五・〇
	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目一地先から 同 市松川町水原字唐 滝七六番地先まで	変更前 D 九・六 二五・〇	D 九・六 二五・〇	一六八・〇
	福島市松川町水原字山 毛樺坂一丁目一地先から 同 市松川町水原字唐 滝七六番地先まで	変更前 E 八・五 七二・〇	E 八・五 七二・〇	五二七・〇

坂三八番三地先まで 福島市松川町水原字唐 滝七六番地先から 同 市松川町水原字足 坂三八番三地先まで 福島市松川町水原字山 毛櫛坂一番一地先から 同 市松川町水原字唐 滝七六番地先まで	C 一一・〇〇 四三・四	六九五・〇
E 八・五〇 七二・〇	五二七・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道上名 倉飯坂伊達線	区 間 福島市大笹生字座頭石 三八番一地从先から 同 市飯坂町平野字檀 ノ南四三番四地先まで	変更前 の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 八・一〇 三二・〇	二、二八八・九	
		A 八・一〇 三二・〇	二、二八八・九	
		B 二七・〇〇 七四・八	二、〇一九・五	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道二本 松金屋線	区 間 本宮市糠沢字東禅寺一 三五番一地从先から 郡山市西田町鬼生田字 日向三五八番一地从先ま で	変更前 の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 四・九〇 三三・二二	二、〇六一・六	
		B 九・〇〇 一一四・二二	二、一九〇・九	
		A 四・九〇 三三・二二	二、〇六一・六	
		B 九・〇〇 六一〇・一	二、一九〇・九	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 矢吹線	区 間 白河市東釜子字殿田表 八七番一地从先から 同 市東釜子字殿田表 四四番一地从先まで 白河市東釜子字殿田表 五八番一地从先から 同 市東釜子字殿田表 四六番六地先まで	変更前 の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 一一・五〇 四九・五	一八三・〇	
		B 七・〇〇 一〇・〇	一四〇・〇	

白河市東釜子字殿田表 八七番一地从先から 同 市東釜子字殿田表 四四番一地从先まで	変更後	A 一一・五〇 一八・七	一八三・〇
--	-----	--------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	南相馬市原町区大原字 和田城国有林二〇一二 林班わ小班地先から 相馬郡飯館村八木沢字 町外四国有林二二六二 林班り小班地先まで	変更前 A 八・五〇 一三五・二 一三・九〇 八五・一 変更後 B 一五・〇〇 一三三・〇 一三・九〇 四七・六	三、七二三・五 二、八〇〇・〇	二八六・八 二、八〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 亘理線	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一九九番地先 まで 相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一三〇番地先 まで	変更前 A 四・九〇 五一・五 九・二〇 一四四・五 変更後 B 四・九〇 五一・五 九・二〇 五四・九	三、六六五・九 三、六〇〇・〇	三、六六五・九 三、六〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区小川町 四一九番地先から 同 市原町区上北高 平字植松一九九番三地 先まで 南相馬市原町区上北高 平字植松下四三番地先 から 同 市原町区上北高	変更前 A 一二・五〇 四三・二 変更後 B 一四・〇〇 三四・〇	一、二四二・〇	一四二・〇

平字植松二五三番地先 まで	変更後	A 一 一二・五 〽 二九・〇	八〇五・〇
南相馬市原町区小川町 四一九番地先から 同 市原町区上北高 平字植松下四三番地先 まで		A 二 一二・〇 〽 三〇・〇	三三三・〇
南相馬市原町区上北高 平字植松二五三番地先 から			
同 市原町区上北高 平字植松一九九番三地 先まで			
南相馬市原町区上北高 平字植松下四三番地先 から		B 八・〇〽 二〇・五	一四二・〇
同 市原町区上北高 平字植松二五三番地先 まで			

(道路計画課)

福島県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新地 停車場釣 師線	相馬郡新地町谷地小屋 字八幡前四三番二地先 から 同 郡同 町谷地小屋	変更前 の変更後	一二・〇〽 八八・〇	七二〇・二

字釣師八番一地先まで	変更後	一二・〇〽 八八・〇	二九七・〇
相馬郡新地町谷地小屋 字八幡前四三番二地先 から			
同 郡同 町小川字浜 田四番一地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道二本松金屋線	本宮市糠沢字東禅寺一三五番一地 先から 同 市糠沢字八幡二八番一地先ま で	平成三十二年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道棚倉矢吹線	白河市東釜字字殿田表五八番地先 から 同 市東釜字字殿田表四六番六地 先まで	平成三十二年三月二十九日

福島県告示第**二百八十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町大戸浜字前田西八番地先から 同 郡同 町小川字浜田四番一地 先まで	平成三十二年三月二十九日

（道路計画課）

福島県告示第**二百八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江鹿島線	南相馬市原町区上高平字一ノ坪二五八番地先から 同 市原町区上北高平字植松一九九番三地先まで	平成三十二年三月二十九日

（道路計画課）

福島県告示第**二百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道土湯温泉線	福島市松川町水原字山毛櫻坂一番地先から 同 市松川町水原字唐滝七六番地 先まで	平成三十二年三月二十九日

（道路計画課）

福島県告示第**二百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字青生野字姿平四二番地先から 同 郡同 村大字青生野字世々 麦二〇番地先まで	平成三十二年三月三十一日

（道路計画課）

福島県告示第**二百八十七号**

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。
平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線及び区間

路 線 名	区 間

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。

平成三十一年三月二十九日

（小名浜港湾管理者 代表者）

福島県知事 内堀 雅雄

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 竣功認可の年月日 平成三十一年三月二十二日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり（第三工区）

四 免許の年月日及び番号 平成十年一月二十二日福島県指令港第二百二十五号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村 いわき市

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市産業振興部工業・港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

（港湾課）

公 告

公告第五十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、田付川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百二十二号）（阿賀野川水系田付川に係る部分に限る。）は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

（河川整備課）

公告第五十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、伊南川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十

四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成十九年福島県公告第六百二十九号）（阿賀野川水系伊南川に係る部分に限る。）は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

（河川整備課）

公告第五十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、宇多川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十二年福島県公告第二百八十三号）は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

（河川整備課）

公告第五十五号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 名称 埴浜防災緑地

二 位置 相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜、字西田、字磯山並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑地内

三 区域 畑地内

四 別添図面のとおり

供用開始の期日

平成三十一年四月一日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び

福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

公告第五十六号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 名称

四倉防災緑地

二 位置

いわき市四倉町字東一丁目、字東二丁目、字東三丁目及び上仁井田字東山地内並びに四倉町字東二丁目、字東三丁目、字東四丁目及び上仁井田字東山地先

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

平成三十一年三月二十九日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

公告第五十七号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 名称

岩間防災緑地

二 位置

いわき市岩間町字岩下及び字川田地内並びに字岩下及び字川田地先

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

平成三十一年三月二十九日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

福 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 1 6 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成31年3月29日

福 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社県南自動車学校
住所 福島県白河市東釜子字古峯内98番地
代表者の氏名 穂積 功
施設の名称 県南自動車学校
施設の所在地 福島県白河市東釜子字古峯内98番地
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習と同等の課程
 - (2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習と同等の課程
- 3 認定年月日
平成31年3月20日

（運転免許課）